

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 藤沢市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.7%
全職員	64.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	101.8%
所長級	92.0%
課長級	97.6%
課長補佐級	94.7%
主査・上級主査級	91.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.1%
31～35年	89.7%
26～30年	87.6%
21～25年	85.8%
16～20年	85.6%
11～15年	87.1%
6～10年	85.1%
1～5年	79.8%

【説明欄】

・一部の職員（会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、年度途中の採用・退職をした職員）については、職員の勤務時間、勤務期間に応じて、平均給与額の計算のもととなる職員数を換算しています。

（例）通常の勤務時間（週 38 時間 45 分）の半分の勤務時間の職員がいた場合、人数を 0.5 人、10 月 1 日採用の職員（年度末まで勤務）がいた場合も人数を 0.5 人と換算しています。

●男女の給与差異が生じる要因としては、次の内容等が考えられます。

・他の職種に比べて給与水準の高い医師において、職員に占める男性の割合が 71.3%であること

・管理職職員に占める男性の割合が 74.8%、扶養手当受給額に占める男性の割合が 85.2%であること

・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、相対的に給与水準に低い会計年度任用職員が 87.0%であり、かつその女性の割合が 84.5%であること

●2（1）役職段階別の男女の給与差異のうち、部長級職員の値が 101.8%である理由
女性の部長級職員の中には、比較的給与額が高い医療職給料表（1）適用の職員が含まれているため。

●2（1）役職段階別の男女の給与差異のうち、課長級職員の値が 97.6%である理由
課長級職員全体における女性職員の比率が約 17.5%であるのに対し、課長級職員のうち、比較的給与額が高い医療職給料表（1）適用の職員における女性職員の比率は約 23.8%と、全体での女性比率より、医療職給料表（1）適用職員内で見ると女性比率が高い値となっているため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。